

「議案第5号 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の
一部を改正する条例案」補足資料

1 条例改正の趣旨

- 「デジタル手続法」により住民基本台帳法（以下「法」という）の一部が改正され（施行期限：令和6年5月30日）、住民票等の記載に係る区市町村長間での通知や、国外転出者のマイナンバーカード等の利用について整備される。
- マイナンバーカードは、住民票の情報を基に作成しており国外転出者は住民票が削除されてしまうことから、利用できない状況にあった。国外転出者にも「戸籍の附票」を活用することでマイナンバーカードの交付を可能とするため、今回の法改正により、「戸籍の附票」に記載されている氏名等の「附票本人確認情報」を東京都知事に通知することとなる。
- 上記に伴い、電気通信回線を通じて、住民票等の記載に係る他の区市町村長への通知及び「附票本人確認情報」の東京都知事への通知を行うこととなるため、本条例を改正する。

2 条例改正後の対応

区分	新（改正後）	旧（改正前）
1 他の区市町村長への通知	電気通信回線を通じて、法第9条第2項、法第19条第2項、法第19条第3項に規定する通知を行う。 【条例第3条の2第2号・第5号・第6号関係】	紙による通知
2 東京都知事への通知	電気通信回線を通じて、法第30条の41第1項に規定する戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報の通知を行う。 【条例第4条第9号関係】	なし

《参考》

- ・ 法第9条第2項通知（住民票記載事項通知）
出生等の戸籍の届出の受理地が、住所地へ住民票への記載が必要な事項を通知
- ・ 法第19条第2項通知（戸籍照合通知）
戸籍の情報と住所地から送られた戸籍附票記載事項通知を照合し、氏名等の内容に相違が生じた場合に、本籍地から住所地へその旨を通知
- ・ 法第19条第3項通知（本籍転属通知）
転籍等で本籍地が変更になった際、戸籍の附票に記載されている事項を新本籍地へ通知

○【デジタル手続法案】住民基本台帳法等の一部改正部分 概要

背景・必要性

本改正における対応

社会のデジタル化への対応

国外転出者に関する手続のオンライン化

- ◆ マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。国外に転出して住民票が削除されると利用できない現状
- ◆ 国外に滞在する日本人の増加
H29: 約135万人(外務省調べ)

- 国外転出者の本人確認情報の公証
- 国外転出者による公的個人認証(電子証明書)・個人番号カードの利用
(国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を認証基盤に活用)
- ・戸籍の附票の記載事項追加、附票ネットワーク(仮称)構築
【住民基本台帳法改正】
- ・国外転出者の個人番号カード・公的個人認証の発行等
【マイナンバー法・公的個人認証法改正】

施行期日: 公布の日から5年以内で政令で定める日

情報システムを活用した行政事務(マイナンバー制度等)拡大への対応

- ◆ 住民票は、マイナンバーや住民票コードを記載した原本。長期かつ確実な保存が必要

土地所有問題等への対応

- ◆ 過去の居住関係の公証が必要

- 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証(除票の除票簿への保存等) 【住民基本台帳法改正】

保存期間延長を政令改正で措置

(現行)5年間⇒(改正後)150年間

施行期日: 公布の日から20日が経過した日

(5年超保存する除票の写し等の交付については、公布の日から3年以内で政令で定める日から適用)

オンライン本人確認手段の利便性向上

- ◆ オンライン手続・サービスの多様化
- ◆ マイナンバーカードの健康保険証としての活用が2020年度から本格運用開始予定

- 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大(暗証番号入力を要しない方式) 【公的個人認証法改正】

施行期日: 公布の日から1年以内で政令で定める日

マイナンバーカードの取得の促進

- ◆ 通知カードからマイナンバーカードへの移行促進

- 個人番号カードへの移行拡大(通知カードの廃止) 【マイナンバー法改正】

施行期日: 公布の日から1年以内で政令で定める日

【デジタル手続法案】

○ 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正概要

改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に削除されるため、国外転出者は利用できない現状
- 国外に長期滞在する日本国民が増加
- デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり

<参考> ・国外に滞在する日本国民 約135万人(平成29年)

※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍

・年間に出国する日本国民 約17万人(平成29年)

例) ・マイナポータルの利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に
・将来的には在外投票におけるインターネット投票

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、
国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現

住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票ネットワーク(仮称)の構築
 - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
 - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
 - i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効等)
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備
 - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効

マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
 - i) 附票管理市町村長が発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

施行期日: 公布の日から5年以内で政令で定める日